



高齢社会における法と実務の 隙間の課題について思うこと

MUFG相続研究所 所長 こたに こういち
小谷 亨一

現在日本が直面している問題は、単なる高齢社会ではなく、高齢化に加え単身高齢者の増加かつ長くなる認知機能低下期間、相続や葬儀に対する考え方の変化など高齢化と生活様式の変化から生じる複合的な問題であると考えます。

加えて、今後はデジタル技術の急速な進歩がそれをさらに複雑にさせることが想定される。

そのような時代変化の中で、法律の未整備領域に関する課題が以前よりも明確になってきている。例えば、単身高齢者の増加に伴い利用が増えてきている、死後事務委任契約である。死後事務委任契約は、生前に自分の死後に関する葬儀、入院費や公共料金などの債務の弁済、ペットの世話などさまざまな依頼を行う契約のことである。自分の死後、「周囲に迷惑をかけないために」との動機などでこのような契約を締結するケースが多い。

しかし、この契約は、法的位置づけが明確になっていない部分があり、そのことで結果として本人の意向に反し周囲に迷惑をかけてしまうことも発生している。その一例が、遺言と死後事務委任契約内容が抵触した場合の優劣である。死後事務委任契約は準委任契約とされ事実行為のため法律行為ではないとの考えから民法1023条2項の「後にした法律行為が優先されることになる」の適用がないとされ、遺言が優先すると考えるのが一般的である。

一方で本人の死後にかかる委任契約も法律行為として有効ではないかとの議論もある。その中で令和3年2月25日に函館地方裁判所が出た判決(判例集未搭載)は注目に値する。なぜなら判決の中で「遺言者が、特定の財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言をした後、遺言者が死亡時あるいは死亡後に、当該財産について当該遺言と矛盾・相反する結果となる

死後事務委任契約を締結した場合であっても、遺言者が自由にできる財産の処分の一態様というべきであるから、後になされた死後事務委任契約が優先すると解するのが、社会一般の意識に沿うものであって、相当というべきである。」としたからである。つまり、遺言より死後事務委任契約を優先する根拠として1023条2項の適用を行ったかのように見えるからである。



次ページへつづく▶

この点について判決には明確に言及されていないが、もしそうであれば死後事務委任契約は「その他の法律行為」に含まれ、遺言に優先することになり、今後の大きな論点となりうる。

個人的には、裁判でその都度実態に合った判断をすることも重要と考えるが、安定性の意味から法的整理は当然行われるべきであると考え。しかし、その議論は後に譲ることとしたい。

ここでは、別の観点として、遺言と死後事務委任契約の矛盾・相反に関して、法律に詳しくない高齢の一般人が遺言内容を取り消す意思でそのような死後事務委任契約をしたかをどう判断すべきかについて少し触れたい。

つまり、法律と実務の間には常に隙間があり、それを埋めるための方法は、そこに介在するものの責任が問われるべきであると考え。例えば死後事務委任契約を締結するにあたり、特に受任者が専門の事業者の場合のようなケースでは、委任者に対し、遺言など他に抵触する内容がないかを確認しながら契約を行うことで、委任者の正しい判断が行われたことを明確にすべきではないかと考える。高齢社会では高齢者の認知機能低下が見込まれるケースが増えることから、現役世代のようなスピード感のある合理的判断が難しい状態も想定される。つまり、正しい判断ができる環境を整えない中での判断は、混乱を来すだけであり、単身高齢者が増えていく高齢社会において専門の知識を持つ者の役割・責任は非常に重いものになると考える。



その意味では、我々のように遺言の執行に携わるものも同じであり、遺言作成補助者として、遺言作成後執行までの間、遺言内容に変化がないかを確認して有効な遺言をどのように担保していくか、そして仮に遺言に抵触する内容の契約が行われるようなケースでは、執行そのものに影響することを遺言者に理解してもらうための丁寧な説明が必要とされるであろう。

加えて、現在遺言や遺産分割協議書等がなくとも遺産を承継することができるさまざまな金融商品等が増えていく中で、商品の供給サイドの考えで、遺言より簡単に承継できるからと言って安易に商品を薦めることはせず、承継の重みを考え商品説明を行うことが必須となる。なぜなら承継とはその家族にとって重要な問題であり、その商品を利用することでかえって相続時の争いにつながる可能性があるためである。



そのことから、専門家は、遺す側と遺される側の様々な事情や背景、価値観等も可能な限り理解した上で、双方にとって、本当に必要な商品・仕組みであるのか、そのためにはどのような説明や理解が必要かを考えながら提案していくことが、いわゆる受託者責任 (fiduciary duty) の観点から強く求められる時代になっていると考える。

(参考資料) 死亡事務委任契約に関する新論点を提示した裁判例 ―函館地判令和3年2月25日の検討― 谷口聡
地域政策研究 24巻 ページ19-39 発行年2021-10-29